



厚生労働省  
障害者芸術文化活動  
普及支援事業

# 障害者芸術文化活動普及支援事業

障害のある人が芸術文化にふれ、楽しみ、深めることができる社会づくりを推進する中間支援事業です。多様な人々が、それぞれの地域で自分らしく生きることができる社会を目指して、障害のある人の芸術文化活動の普及を推進しています。

## 障害者芸術文化活動支援センターとは

全国の都道府県に46の障害者芸術文化活動支援センター（以下「支援センター」）を設置（令和6年度時点）し、障害のある人の芸術文化活動の普及・支援に取り組んでいます。また、7地域に分かれた広域ブロック内の連携・情報共有を担う「広域センター」、そして支援センター／広域センターを取りまとめる「連携事務局」が全国的な連携を図っています。



## 支援センターで行っていること

領域を横断するネットワークを築くことで地域における支援体制をつくっています。

### 相談支援

芸術文化活動に関するさまざまな悩みを伴走しながら解決にみちびく



創作や発表など、障害のある人の芸術文化活動に関するあらゆる悩みを伴走しながら解決に導きます。障害のある人やそのご家族、支援者等、さまざまな方から相談を受付けています。

### 機会創出

芸術文化に参加する機会を生み出す



展覧会や障害の有無にかかわらず参加できるワークショップ、公演などを開催または支援することで鑑賞、創造、発表等、様々な方法で芸術文化に参加する機会をより多く生み出す取組です。

### 人材育成

障害のある人の芸術文化活動推進する人材の育成



美術や舞台芸術等についての福祉事業所職員向けの研修や、芸術作品の著作権についての講座を開催するなど、障害のある人の芸術文化活動を推進する人材を育成します。

### 情報発信

障害のある人の芸術文化活動に関する幅広い情報の収集と発信



展覧会、舞台公演、ワークショップ、講座などのイベント情報、地域のアーティストや芸術文化活動の実態などの情報を収集し、さまざまな方法で発信していきます。

